

○深田委員長 ただいまより市民福祉常任委員会を開会する。

当委員会に付託された議案は4件である。審査順序はお手元に配付の審査順表のとおり、防災部、市民部、健康福祉部として進めたいと思うが、御異議はないか。（異議なし）

防災部所管の議案の審査に入る。

議第46号「焼津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○岡田委員 法律に基づく改正ということで、本来なら国会のほうで聞いてくれればいいんだけど、算定に用いる利率が100分の5から変動制に改正されて、その要因は国会のほうで経済変動とか何かという文面があったんだけど、そういうのが変更されてきたら、またその部分をどのようにするというか、そこまでの説明が国のほうからありますか。

○川村地域防災課長 国の法律改正があるたびに条例改正というのは考えています。変動がどうなっていくかというのは私のほうでは分かりませんが、変動があって改正しないということであれば、随時、改正させていただきます。

○深田委員長 副委員長、交代してください。

○太田副委員長 交代します。

○深田委員長 第5条の2の事故発生日に統一するということは、旧のほうの第5条の3で、発生日とか、診断により死亡の原因である疾病が発生した確定日とか、診断により疾病の発生が確定した日と、3種類あったのを全て事故発生日に統一していますけれども、何か不都合というか、これだとよろしくないということが実際に今まであったのかどうか。

○川村地域防災課長 焼津市では、特にありません。

○深田委員長 結局、そのときは何ともなかったけれども、後になってから体の具合が悪くなって、その原因が事故だという診断が出る場合があるじゃないですか、いろんな労務災害とかの場合。それで改正前はそういうこととして、何種類か条件として置いてあるんじゃないかなと思うんですけど、そういうのも全くなくして、事故発生日になると、後から弊害が出てきたという人たちには補償されるのかどうか。事故の発生日に遡って補償がちゃんとされるということでもいいのか。

○川村地域防災課長 そのとおりでございます。

○深田委員長 それは大丈夫なんですね。分かりました。

○太田副委員長 委員長に戻します。

○深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。（なし）

◇採決の結果、議第46号「焼津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 以上で防災部所管の議案の審査は終了した。
暫時休憩する。

休憩（9：07～9：08）

○深田委員長 会議を再開する。
市民部所管の議案の審査に入る。
議第44号「焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。
(当局説明)

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし)
質疑・意見を打切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第44号「焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 以上で市民部所管の議案の審査は終了した。
暫時休憩する。

休憩（9：12～9：15）

○深田委員長 会議を再開する。
健康福祉部所管の議案の審査に入る。
議第45号「焼津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。
(当局説明)

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
副委員長、交代してください。

○太田副委員長 交代します。

○深田委員長 先ほど、金額については政令で定めるという説明がありましたけれども、この金額というのは全国一律に第1、第2、第3段階を減額する、軽減するための条例改正ですけれども、全国的にもみんな同じなのか、それとも、例えば、市町独自に第5段階まで軽減するよとか、金額をもう少し上乗せするよとか、そういうところはないんですか。

○川村介護保険課長 今回の改正については政令による改正ということで、政令で基準の

軽減の割合が決まっておりますので、これは第1段階、第2段階、第3段階のみのものになっております。ですので、全国で改正が行われていると思いますが、第1から第3段階までということになっております。それ以外の段階については各自治体独自のということになりますので、今回のものには当てはまらないかなと思っております。

○深田委員長 だから、各自治体で金額を上乗せしたりとか、第5段階が基本のところですけど、そこは本人は非課税ですよ。だから、そういう意味で上乗せしている市町は、静岡県内では聞いていないけど、もしかしたら都市部のほうではそういうところも、都市部か地方か分からないんですけども、やっているところがあるならと思ったんですけど、そういう情報は聞いていないですか。

○川村介護保険課長 県内ではそこまでやっているというところは聞いておりません。近隣の自治体でも聞いておりません。

○深田委員長 そうしますと、焼津市でも特にそういうことも考えていなかったということだと思えますけれども、いつも、よく国がやるから市が同じようにやるというので、焼津の実態はどうなのとかということ、もう少し金額がこれで、そのままがいいのかなとか、もう少し下げてあげる必要があるんじゃないかとか、そういうのを考えないのかなと思ったんですが、これは、1年間の金額、8回の年金天引きで引かれるんですよ。

今年度分ですから、来年度はまた元に戻るといって、そういう方向になっているんですか。それとも、状況によっては、来年度も途中で同じような金額のままでまたいくかもしれないとか、そういう話は出ていないのか。

○川村介護保険課長 今回の改正については、事業計画内の中で改正ということになっておりますので、これは今年度分の改正ということになっておりまして、次年度以降については、まだ分からないところでございます。

○深田委員長 軽減する分は、国、県、市の予算が入っていますよね。この負担割合はどうなっているんですか。

○川村介護保険課長 繰入金の関係でございまして、これは介護保険法に基づくものでございまして、一般会計から、所得の少ない者について条例の定めるところにより行う保険料の減額賦課に基づき措置するというものでありまして、国が2分の1、都道府県が4分の1ということになっておりますので、各自治体については4分の1ということになっております。

○深田委員長 こういうときだからこそ、国のほうで全額負担してくれたっていいじゃないって私は思っているんですけど、国、県、市でそれぞれに分担して軽減の割合を国が決めて、それでお金は県も市も出さないよというやり方がちょっとおかしいんじゃないかなと、国のほうで軽減します、この金額にしますということだったら、国のほうの予算で軽減分の全額に充てるべきじゃないかなと思ったんですけども。

○増田健康福祉部長 市の負担分につきまして、今、介護保険課長が申しあげましたように、4分の1になります。ただし、この4分の1が税金で賄えるかというお話になるんですが、一応、国の説明では、地方交付税のほうで補填されるということで通知が来ておりますので、地方交付税自体が今までついていないものですから何とも言えないんですけど、国の説明の中ではそういう財政措置をされているという説明を受けております。

以上です。

- 深田委員長 地方創生臨時交付金の中に入れるということですか。
- 増田健康福祉部長 地方交付税です。
- 深田委員長 分かりました。
- 太田副委員長 委員長に戻します。
- 深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第45号「焼津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

- 深田委員長 議第40号「令和2年度焼津市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)案」を議題とし、当局の説明を求める。
(当局説明)

- 深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
副委員長、交代してください。
- 太田副委員長 交代します。
- 深田委員長 4,821万4,000円の一般会計から繰入れをするんですけども、後から地方交付税で市のほうの分は入ってくるということなんですが、この内訳、2分の1と4分の1と4分の1ということなんですが、金額としたら幾らになるんでしょう。
- 川村介護保険課長 これは、一般会計補正予算のほうで審議を頂いているものですが、国庫分については2,410万7,000円、県負担については1,205万3,000円になっております。
- 深田委員長 ということは、一般会計繰入金の4,821万4,000円は、国、県、市の全部、負担割合分が入っているということですよ。それで、国が2分の1で県が4分の1ですが、県が1,205万3,000円ですね。そうすると、市も4分の1だから同じ金額かなと思ったんですが、1,205万4,000円、1,000円違う。なぜか。
- 川村介護保険課長 端数の調整ということになります、市のほうが1,000円多いという形にはなっております。
- 増田健康福祉部長 予算が1,000円単位になっておりまして、実際の額というのは円単位まであるんですけど、どうしても予算上1,000円単位という整理をする中で、どこかでその帳尻合わせをしなきゃならない部分がございます、便宜上、市のほうが1,000円だけ多くなっておりますけど、実際の決算までいきますと、ちゃんとそれぞれ出てくるものですから、一応1,000円単位の端数調整ということで御理解頂きたいと思います。
以上です。
- 太田副委員長 委員長に戻します。
- 渋谷委員 対象となる人数、どれぐらいになりますか。
- 川村介護保険課長 対象となる方々でございますが、第1段階から第3段階までございまして、第1段階については、およそですが4,300人ほど、第2段階については3,000人ほど、第3段階については2,500人ほどということになっております。
以上でございます。

- 深田委員長 副委員長、交代してください。
- 太田副委員長 交代します。
- 深田委員長 この人数は、全体の人数からすると何割ぐらいに当たるんでしょう。
- 川村介護保険課長 約22%ということになっております。
- 深田委員長 今回の軽減が決定したら、そのお知らせというのは、御本人のほうまで伝わるんですか。
- 川村介護保険課長 保険料の通知については、8月1日以降にこちらから皆様にお届けしますので、それには軽減後の割合、軽減後の金額ということでお知らせをいたします。
- 深田委員長 いつもよりちょっと安くなっている理由をちゃんと説明したものを送るのか、それとも、そのまま金額だけを示して通知するのかということ。
- 川村介護保険課長 今回の軽減額についてお知らせをする形で、通知の中に表示していきます。
- 増田健康福祉部長 8月に本算定を行う際に、1年間の保険料の額と今回の条例により軽減する額、差引き、実際に納めてもらう額と、そのような表示をしますので、軽減額というのが表示されることになります。
以上です。
- 深田委員長 了解。
- 太田副委員長 委員長に戻します。
- 深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第40号「令和2年度焼津市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

- 深田委員長 以上で健康福祉部所管の議案の審査は終了した。
以上で当委員会に付託されていた議案の審査は終了した。
これで市民福祉常任委員会を閉会とする。

閉会（9：37）